

社会福祉法人まりも会職員倫理規程

私たちは、どんなに重い障害をもった方であっても、住み慣れた地域社会の中で、人としての尊厳が守られ、自立と社会参加が保障されて生きていくことは、当然の権利であることを確認し、私たちの施設においても、ご利用者一人ひとりのニーズを満たし、主体的に生きていくことを支援するための取り組みが求められています。

それには、ご利用者の自己決定を尊重し、質の高いサービスの提供や地域の関係機関とネットワークを組むなど、地域生活に必要な環境を整えることが重要です。

さらには、私たち職員の意識のもち方、新しい取り組みへの工夫が必要であり、常に「人権」を尊重した次のような基本姿勢を堅持し、創意工夫をもってご利用者の支援、介護を行います。

なお、職員とは法人の全ての役員及び職員（非正規職員を含む。）をいいます。

- 1 私たちは、ご利用者の人としての尊厳を大切にし、ご利用者の性別、年齢、宗教、家庭状況、能力、障害程度、認知症程度等あらゆる理由において差別しません。
- 2 私たちは、ご利用者のプライバシーを守り、侵害しません。
- 3 私たちは、ご利用者の主体性、個性を尊重し、自己選択や自己決定ができるように工夫し、支援、介護を行います。
- 4 私たちは、ご利用者の人権を擁護する者としての自覚を持ち、ご利用者と常に対等な立場で接するとともに、必要な支援、介護を求められた時は誠実に対応します。
- 5 私たちは、ご利用者への体罰、暴言、セクハラ等あらゆる権利侵害を絶対に行いません。
- 6 私たちは、ご利用者の社会参加の機会を広げるとともに、地域の人々の理解が得られるように努めます。
- 7 私たちは、ご利用者への的確な支援、介護を行うために、専門性の向上と倫理の確立に向けて自己研鑽に励みます。
- 8 私たちは、ご利用者の財産を適正に管理し、ご利用者との信頼関係の保持に努めます。
- 9 私たちは、法人の理念、行動指針等の諸規程・規則を遵守するとともに、公益的役割を担う社会福祉事業に関わる関係法令の遵守に努めます。

私たち職員は、支援、介護が一方的になっていないかをご利用者の立場にたって、常に自己点検を行い、他者からの批判については謙虚に受け止めるとともに、この職員倫理規程に反する行いは、相互にこれを見過ごさず、改善のための努力を惜しみません。さらに、具体的な行動指針を別紙のとおり定め、これを遵守いたします。

附則

- 1 この規程は理事会の承認を経て改廃することができる。
- 2 この規程は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は平成 27 年 11 月 1 日より施行する。